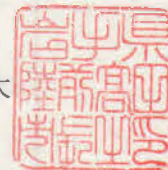


様

陸前高田市長 戸羽 太



行政文書開示決定通知書

平成26年5月24日付けで請求のありました行政文書の開示について、陸前高田市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

行政文書の表示	「陸前高田sg」(旧FB良品含む)の月ごとの売上、数量等を記録した文書		
開示を実施する日時	平成26年 月 日	午前 午後	時 分
開示を実施する場所	郵送により行政文書の写しを交付するため記載省略		
開示の実施に要する費用に相当する額	書類 1枚 10円 送料82円 合計92円		
開示の実施の方法等の申出に関する事項	希望される開示の実施の方法等について、別紙開示方法等申出書により、平成26年6月20日までに申出をしてください。なお、開示請求書に開示の実施の方法を記載している場合で、これに変更がないときは、申出は不要です。		
担当課等	陸前高田市企画部商工観光課 電話番号(0192)54-2111 内線384		
備考	振込口座 岩手銀行高田支店 当座 0015984 陸前高田市会計管理者(リクゼンタカタシカイケイカンリシャ) ※郵送による交付をご希望の方は、開示の実施に要する費用に相当する額をお振込みください。振り込み手数料は請求者ご負担でお願いします。確認後、開示を実施する日時以降に郵送いたします。		

備考

- 「開示の実施に要する費用に相当する額」とは、行政文書の写し、複製物又は行政文書を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。
- 指定された日までに開示の実施の方法等を申し出ることができないとき又は指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へご連絡ください。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。



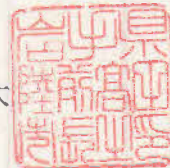
様式第1号(第2条関係)

陸高商第11号
平成26年6月2日



様

陸前高田市長 戸羽 太



行政文書不開示決定通知書

平成26年5月24日付けで請求のありました行政文書の開示について、陸前高田市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の表示	「JAPAN satisfaction guaranteed」及び「陸前高田s g」のWebサイト掲載情報の修正依頼についての記録（平成26年1月以降分）
開示をしない理由	市としてその内容を明示する資料は存在しない。
担当課等	陸前高田市企画部商工観光課 電話番号0192(54)2111 内線384
備考	

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

(A4)